

選択ガス供給契約交付書面

お客さまが糸魚川市(以下「当市」といいます。)にガスの使用をお申込みいただくに当たり、当市がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス使用契約」といいます。)の詳細は、糸魚川市ガス供給条例、同規程(以下「糸魚川市ガス供給条例等」といいます。)に定めています。糸魚川市ガス供給条例等は、糸魚川市ガス水道局(以下「ガス水道局」といいます。)の窓口のほか、当市ホームページ(<https://www.city.itoigawa.lg.jp/>)でもご確認ください。

1 ガス使用の申込み及びガス使用契約の成立

- ・当市によるガス使用契約をご希望の方は、あらかじめ糸魚川市ガス供給条例等を承諾のうえ、当市にガスの使用を書面でお申込みいただきます。ガス使用契約は、お客さまからのお申込みを受け、当市が承諾したときに成立します。
- ・お申込みの受付場所は、ガス水道局とします。

2 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。ガスの開栓作業に当たり、契約者本人又は契約者から委任された人の立会いが必要となります。なお、使用開始予定日は、決定次第、お知らせいたします。

<他社からのガス使用契約の切替えの場合>

お申込み後、所定の手続きが完了した日から起算して5営業日以降に到来する最初の検針日の翌日

※最終保障供給からの切替えの場合も同様といたします。

<引越し(転入)の場合>

お客さまが希望した日時を基準として、協議することといたします。

使用開始予定日(具体的に決定している場合は記入)	年 月 日
--------------------------	-------

3 お客さまからの申出によるガス使用契約の変更、更新及び解約

- ・契約の変更及び引越し(転出)等に伴う解約については、ガス水道局まで書面でご連絡ください。
- ・他のガス小売事業者への切替えの場合は、当市との契約について解約の手続きをとらせていただきます。
- ・ガスの使用開始及び中止の訪問作業は、事前にお申込みいただいている場合、日曜日及び祝日にも行います。その際は、作業日の2日前までにお申込みください。
- ・料金表 ⑧及び⑨の契約期間は原則1年となります。契約期間が満了する日までに双方異議がない場合は更に1年間同一条件で更新されたものとします。また、契約条件を満たさない場合は補償料が発生することがあります。
- ・上記以外の契約については、契約の締結の日から解約の日まで継続となります。

4 当市からの契約の変更及び解約

- ・当市は、糸魚川市ガス供給条例等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の糸魚川市ガス供給条例等によるものとし、変更する項目のみを当市ホームページ等によりお知らせいたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、当市の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

5 ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの検針により算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金(原料費調整額を含む。)の合計といたします。
- ・契約いただくガス料金メニュー等は、以下のとおりです。

<お客さまに適用するガスの料金表>

① 一般契約

1か月の使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金 (1㎡当たり)
25㎡以下	550円	202.56円
25㎡超150㎡以下	968円	185.84円
150㎡超	1,765.5円	182.65円

② 家庭用温水暖房契約

基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金 (1㎡当たり)
2,200円	150.32円

※12月から翌年4月までの検針分に適用します。5月から11月までの検針分は、一般契約料金表が適用されます。

③ 空調契約

基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)		基準単位料金 (1㎡当たり)
定額基本料金	流量基本料金単価	
660円	360.39円	136.57円

※4月から11月までの検針分に適用します。12月から翌年3月までの検針分は、一般契約料金表が適用されます。

④ 小型空調契約

基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金 (1㎡当たり)	
定額基本料金	4月～11月	12月～3月
1,100円	166円	176.19円

- ・実際の料金算定は、基準単位料金に原料価格の変動を加味した調整単位料金(円/㎡)により計算いたします。

[1か月のガス料金の計算方法(円未満切り捨て)]

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{調整単位料金} (\text{基準単位料金} \pm \text{原料価格の変動分調整額}) \times \text{使用量}$$

- ・上記の料金は早収料金(消費税相当額を含む。)です。支払義務発生日から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金(3%割増)となります。
- ・ガス料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(支払期限)までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・当市はお客さまの使用量などを、原則として「使用量・料金のお知らせ(検針票)」にてお知らせいたします。

6 ガス料金の支払い方法

- ・ガス料金は、口座振替又は納入通知書により、毎月お支払いいただきます。

7 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・当市は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当市の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされているものが適合いたします。

熱量(MJ)		ガス栓の出口における圧力(kPa)		燃焼性(ガスグループ)
標準:45.00	最低:41.86	最高:2.5	最低:1.0	13A

8 ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める工事約款に基づきお申込みいただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまにご負担いただきます。

9 保安上の責任

- ・内管・消費機器の緊急保安及び内管の漏洩検査、消費機器の調査・危険発生防止周知については、当市が保安責任を負います。

10 お客さまの責任及び協力のお願い

- ・ガス使用に当たり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合(災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等)に、お客さまのガスの使用を中止し、又は制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当市に通知していただくこと。
- ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理いただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当市がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用いただくこと。
- ⑦ 保安上必要な事項について、お客さまの情報を当市導管部門と共有すること。

ガス小売事業者	申込受付
(名称)糸魚川市 (住所)新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号 (連絡先)025-552-1540 (受付時間)8:30~17:15(土曜・日曜・祝日を除く。) (小売登録番号)D0053	(名称)糸魚川市ガス水道局 (住所)新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号 (連絡先)025-552-1540 (受付時間)8:30~17:15(土曜・日曜・祝日を除く。)

説明者記入欄	
契約年月日	年 月 日
供給地点特定番号	